

イギリスにおける法人税改革と インテグレーション(下)

鶴田 廣 巳

(目次)

- I イギリスにおける法人税制の変遷
 - 1. イギリスにおける法人課税の推移
 - 2. インピュテーション制度の成立とその特徴
 - 3. サープラスACT問題の展開

(以上、前号掲載)
(以下、本号)
- II インピュテーション制度の変容とその意味
 - 1. 2つの新制度の導入とその矛盾
 - 2. 偽装した配当課税軽減制度
- III 改革の評価と展望

II インピュテーション制度の変容とその意味

1. 2つの新制度の導入とその矛盾

サープラスACT問題に対してはとくにビジネス界からの批判が強くなり、政府もこれを無視することはできなくなった。批判の内容は、それが、①イギリス企業の海外投資を抑制している、②海外投資を行っているイギリスの企業に対し、イギリスで事業を行っている企業を買収ないし合併しようとする傾向を促進する、③イギリス企業に対し、研究開発を含む事業活動の重要な部分をイギリス国外に移転させようとする傾向を助長する、④多国籍企業がイギリスに統括会社を設立しようとするインセンティブをそぐ、といったものであった¹⁾。

1) Casson, P. (1998), *op. cit.*, p.500.

こうしたサープラスACT問題の解決にむけてのイギリス政府の最初の試みが、1994年財政法による外国所得配当制度 (foreign income dividends regime, FIDs) と国際統括会社制度 (international headquarters companies, IHC) の導入である²⁾。両者はいずれも1994年7月から実施に移された。

FIDs制度の概要は以下のとおりである³⁾。

- (1) 一定の要件を満たす企業が外国源泉所得を有している場合、配当をFIDsとして分配し、その際納付したACTについては通常の配当と同様にメインストリーム法人税から控除することが認められる。
- (2) 個人株主がFIDsを受け取った場合、通常の配当とは異なりFIDsには税額控除が付されていないが、税額計算の際には軽減税率 (20%) によりすでに所得税を納付したものとして取り扱われる⁴⁾。これによって、株主は税額控除が認められた場合と同様の課税効果を楽しむことになる。割増税率を適用される個人株主の場合には、グロスアップFIDsに対し割増税率と軽減税率との差について追加課税が行われる⁵⁾。非課税の個人株主や免税の年金基金の場合、FIDsには税額控除が認められないため税額の還付を受けられず、むしろ通常の配当の場合よりも税負担は増加する結果になる。非居住株主については、

2) *Ibid.*, p.502.

3) Gammie, M. (1994), "Foreign Income Dividends - The UK response to Surplus Advance Corporation Tax," *Intertax*, pp.250-256.

4) イギリスにおける所得税の税率の推移をみると、1973年の単一累進税率構造の導入以降、基本税率以下の軽減税率が採用された時期もあったものの、87年度までは累進税率構造に基本的な変化はなかった。ところが、1988年税制改革によって税率構造は大きく変更され、それまでの6段階、最低27%・最高60%から2段階、基本税率25%・割増税率40%の構造に改められた。その後、92年に20%の軽減税率が加えられ、3段階とされた。

5) 1994年度以降、配当はすべて軽減税率 (20%) ないし割増税率 (40%) により課税されることになったが、この点はFIDsも同様であった。Cf. Gammie, M. (1994), *ibid.*, p.253.

たとえ租税条約によりFIDsに税額控除が認められている場合にも、税額控除は認められなかった。

- (3) FIDsは「課税済み投資所得」ではないが、法人株主がFIDsを受け取った場合、受取りFIDsの金額の範囲までは、FIDsを配当してもACTを納付する必要はない。受取りFIDsを全額配当に回さなかった場合、残りの枠は翌期以降に繰り延べることができる。
- (4) FIDs制度のもとでは、企業がサープラスACTを持っている場合、FIDsについて納付したACTを一定の条件にしたがって取り戻すことが可能である。サープラスACTを持たない場合には、FIDsについて納付したACTを取り戻すことはできない。この場合、企業じしんは納付したACTについて完全な救済措置を受けられるため不利になることはないが、株主がFIDsの配当を受けた場合には税額控除を認められないため、免税株主や非居住株主に関しては不利になる。

表5は、FIDsのもとで、各株主にどのような変化が生ずるかを示したものである。納税の必要のない個人株主（所得が人的控除以下のようなケース）や個人株式プランの所有者、免税の年金基金、あるいは非居住のポ

表5 受取配当80・納付ACT20の場合の株主種類別の税引き後配当所得

カテゴリー別株主	通常配当	FIDs
イギリス所在企業	80 ¹⁾	80 ²⁾
免税株主（年金基金、慈善団体、個人株式プラン保有者など）	100	80
非課税株主（所得が人的控除以下の株主など）	100	80
軽減税率（20％）で課税される株主	80	80
基本税率（25％）で課税される株主	80	80
割増税率（40％）で課税される株主	60	60
租税条約の適用を受けられない非居住の株主	80	80
租税条約の適用を受ける非居住のポートフォリオ投資株主（株式保有10％未満）	85	80

(注) 1) これは課税済み投資所得。企業がこれを配当に充てた場合、ACTを納付する必要はない。

2) これは投資済み課税所得ではないが、企業がこれをFIDsとして配当する場合、ACTを納付する必要はない。

(出所) Gammie, M. (1994), "Foreign Income Dividends - The UK response to Surplus Advance Corporation Tax," *Intertax*, p.253.

ートフォリオ投資家のうち租税条約の適格者などの場合に、通常の配当よりもFIDsを受け取った場合の方が不利になることがわかる。FIDsと通常の配当のいずれを選択するかは企業の判断に委ねられており、企業は自分じしんと株主にどのような課税関係が生ずるかを視野に入れながら選択を行うのである。

他方、国際統括会社制度の特徴は、IHCに認定された企業がFIDsを配当する際にそもそもACTを納付する必要がない点にある。この意味で、IHCはFIDs制度を前提とする制度であった。IHCを導入した主たる目的は、ACT納付を不要とすることによりサープラスACT問題を解消し、イギリスへの対内投資の促進を図ろうとする点にあった⁶⁾。IHCとして認定されるためには、企業は次の3つのいずれかのカテゴリーに該当しなければならない⁷⁾。

まず第1は、外国保有企業の完全子会社である。外国保有企業とは、その株式の最低80%が非イギリス居住者により保有されている企業、あるいはそうした企業の完全子会社のいずれかである。この場合、(企業以外の)イギリス居住者がそのIHCの普通株の最大20%までを保有することは認められる。

第2は、非居住企業の完全子会社である。この場合、非居住企業とは、イギリスの領域外の公認取引所に上場しており、過去12カ月以内に当該企業の株式がその取引所において取引されているものをいう。IHCがひとつ以上の企業により保有されている場合、一定の保有要件を満たすことが必要になる。

第3は、次の要件を満たす企業である。すなわち、当該企業の各株主がその株式の少なくとも5%を保有するとともに、その株式の最低80%がイギリスに非居住の非法人たる者ないし外国保有企業のいずれか、あるいは両者により保有されている場合である。第1のカテゴリーと同様に、この

6) Teixeira, G. (1997), *op. cit.*, p.93.

7) Gammie, M. (1994), *op. cit.*, p.257.

場合にも、(企業以外の) イギリス居住者がそのIHCの普通株の最大20%までを保有することが認められている。

IHCがFIDsの配当の際にACT納付の必要がないといっても、そのことはIHCがイギリスの法人税を免除されることを意味するわけではない。IHCのイギリスでの課税対象利潤は、外国源泉利潤のうち外国税額控除によりカバーし切れなかった分を含め、すべてメインストリーム法人税を課税されるからである。FIDsには税額控除が付されていないので、ただACTを免れるためだけにIHCが配当をFIDsとして配分すれば、IHCの外国親会社がFIDsを受け取った場合に、租税条約のもとで税額控除を否認される結果となり、むしろ不利になる可能性がある。しかし、IHCが外国税額控除によって十分カバーされた外国所得を確保している場合には、FIDs制度を利用することにより、IHCはイギリスでの追加的な税負担や源泉徴収税を免れたうえで、イギリスを経由して利潤を海外に分配することが可能になる⁸⁾。このことから明らかなように、この制度のねらいはイギリスに統括会社を誘致することに置かれており、他のEU諸国の持株会社制度に対抗しようとするものであった。ただし、この目的がどこまで達成されたかについての評価は分かれている⁹⁾。

FIDsにせよIHCにせよ、これらはいずれもサープラスACT問題を解消しようとするものであった。FIDsは直接的には株主に便益をもたらすものではなく、株主の多くは税額控除を認められないことからむしろ不利になるおそれが生じた。ただ、企業はFIDsについて納付したACTを取り戻

8) *Ibid.*

9) Cassonは、多国籍企業が持株会社をイギリスのようなcredit methodの国よりも、exemption methodをとる国に立地させようとする傾向があり、また、イギリスでは会社の持分を処分した際のキャピタル・ゲインを法人に対して課税しているために、イギリスの魅力は高くないとみるのに対して、Teixeraは、外国親会社に支払われる配当所得に対してイギリスでは源泉徴収税を課税されないことから、IHCをEUの持株会社センターのなかでもベストのひとつと評価している。Cf. Casson, P. (1998), *op. cit.*, p.503; Teixera, G. (1997), *op. cit.*, pp.95.

すことができたから、その際には配当の増加によって株主にその不利益を補償することが可能であった¹⁰⁾。しかし、FIDs制度のもとでACTを取り戻すための計算規定は複雑きわまりないものであり、配当政策いかんでは課税結果に大きな差異も生まれかねなかったのである。

こうして、FIDs制度はまた新たな問題を生み出すとともに、他面ではタックス・プランニングの機会を提供するものとなった。

Cassonによれば、FIDs制度はインピュテーション制度の機能をいっそう混乱させることになったとされている。それは、①サープラスACTが企業に対して還付されるものであるために、イギリス居住の納税者は、その企業が納付するイギリスの税だけでなく外国税についても、事実上税額控除を認められる結果になり、投資家はイギリスの税に対してのみ税額控除を認められるというACT納付の原則が侵害されることとなった、②免税機関である年金基金や非課税の納税者、あるいは租税条約のもとで外国税額控除を認められるイギリス非居住のポートフォリオ投資家などの場合、FIDsを受け取るほうが通常の配当を受け取る場合よりも配当収益は減少し、不利になる。年金基金や外国投資家などが不利になることにより、海外収益比率の高いイギリス企業の場合、その有力な投資家である年金基金などの利害を無視できず、そのため配当決定の際にジレンマに直面するようになった、などの理由からである¹¹⁾。また、IHCは、イギリスに持株会社を立地させることによりイギリスの租税条約のネットワークから便益を得ることを可能にし、トリーティ・ショッピングの機会を拡大したと評価されている¹²⁾。

10) Gammie, M. (1994), *op. cit.*, p.258. FIDs導入以前と以後とを比較すると、導入前には外国子会社から65の配当を受け取った企業（外国法人税は35とする）は、そのうち国内で配当に回せるのは52にすぎず、その際13のACTを納付しなければならない。これに対し、導入後はFIDとして65を配当に回し、その際16.25のACTを納付しなければならないが、このACTは後に取り戻すことができるのである。

11) Casson, P. (1998), *op. cit.*, pp.502-503.

12) Gammie, M. (1994), *op. cit.*, p.258.

制度の複雑化と混乱は、かくして、イギリスにおけるインピュテーション制度の再度の改革を避けられないものとした。それは1997年(第2) 財政法および1998年財政法により、1997年、99年の2段階に分けて実施に移されたのである。

2. 偽装した配当課税軽減制度

まず97年7月以降、年金基金は他のイギリス企業から受け取った配当に付されている税額控除の還付を請求することができなくなり、また、イギリス企業が一定の営業損失を有する場合に認められていた税額控除の払い戻しを否認されることとなった¹³⁾。年金基金に対する措置の最大のねらいは、免税の年金基金が税額控除の還付から得ていた便益を否認することであった。同時に、還付措置により誘発される裁定取引や税額控除を課税株主から免税株主に移転する仕組み取引を抑制することも、いまひとつの目的であった。

ついで99年4月からは、次の一連の措置が実行に移された。すなわち、①配当に対する税額控除の比率をそれまでの20/80から10/90に変更する、②他の所得とは別に、配当所得についてのみ10%と32.5%の特別の所得税率を適用する、③原則として、すべての個人株主に対し税額控除の還付を否認する(例外は、租税条約の適用を受ける外国株主、および5年間の期限を限り個人貯蓄勘定の保有する株式)、④FIDs制度を廃止する¹⁴⁾、⑤

13) イギリス企業はある年度の「課税済み投資所得(FII)」が「課税済み配当支払い額(franded payments=FP, 配当とACTの合計額をさす)」を上回る場合、その超過額をその年度の営業損失と相殺することが認められており、税額控除の払い戻しを受けることが可能であった。ただし、厳密にはこの払い戻しは一時的なものにすぎず、 $FII < FP$ になると歳入庁にその分を戻す必要があった。97年以降、これは認められなくなった。Cf. Hughes, David (1998), "Recent Changes to the UK Tax Credit Regime, The Abolition of ACT, and Certain Related Matters," *Bulletin of International Bureau of Fiscal Documentation*, p.19.

14) FIDs制度の廃止に伴って、IHC制度を継続する特別の必要もなくなった。Cf. *Ibid.*, p.21.

ACTを廃止し、大企業などは分割方式 (instalments) により予定納税する、などがそれである¹⁵⁾。

税額控除の比率は、従来、所得税の基本税率、したがってまたACTの税率に対応して設定されていた。それは配当所得に対する法人税と所得税との二重課税の調整を容易にするためのイギリス法人税制に特有の簡便な手法であった。そもそもインピュテーション制度とは、企業により納付された法人税を完全に、あるいは部分的に株主に対する配当に帰属させ、対応して株主は納付法人税についての税額控除を受取り、グロスアップ配当 (法人税込み配当) に対する所得税負担からその税額控除を差し引くことにより、二重課税の調整を行う方式をさすことは、周知のとおりである。したがって、納付法人税 (イギリスの場合にはACT) と税額控除との間には密接な関連が存在する。今回の改革は、ACTの廃止によって納付法人税と税額控除との連関を断ち切ったため、インピュテーション制度のいわばコア部分を解体させてしまった。にもかかわらず、イギリスは公式にはインピュテーション制度の廃止を宣言しなかった。その代わりに配当所得に対する所得税率だけを10%と32.5%に切り下げ、10/90の率により税額控除を形の上で存続させたが、それはインピュテーション制度を形式の上で装うものでしかなかった。それはまさしく、「偽装した配当課税軽減制度 (shareholder relief system in disguise)」でしかなかった¹⁶⁾。

表6によって新旧の制度のもとでの個人株主の税負担を比較すればわかるように、一般株主も高所得株主も税引き後所得にはまったく変化がないことがみてとれる。これは税額控除の比率の引き下げに合わせて、配当所得に対し他の所得とは異なる特別の税率を適用することによって、税負担に変化が生じないようにあらかじめ設定されたためである。しかし、算出税額の税率をみればわかるように、グロスアップ配当に対する法人税・個

15) Gammie, M. (1998), *op. cit.*, pp.434-435; Casson, P. (1998), *op. cit.*, pp.504-505; Tontsch, A. (2002), *op. cit.*, p.176; Hughes, D. (1998), *op. cit.*, pp.20-23.

16) Tontsch, A. (2002), *ibid.*, p.178.

表6 新旧制度の下での所得税

	一般株主		高所得株主	
	新	旧	新	旧
(1) 配当所得	90	90	90	90
(2) 税額控除 (tax credit)	10	22.5	10	22.5
(3) グロスアップ配当 (1)+(2)	100	112.5	100	112.5
(4) 算出税額	10(10%)	22.5(20%)	32.5(32.5%)	45(40%)
(5) 税額控除 (tax credit)	10	22.5	10	22.5
(6) 追加の所得税負担額 (4) - (5)	0	0	22.5	22.5
(7) 税引き後所得 (3) - (5) - (6)	90	90	67.5	67.5

(注) 新旧の税額控除は次の算式で求められる。

新方式 = 現金配当額 (90) × 10/90

旧方式 = 現金配当額 (90) × 20/80

(出所) Hughes, D. (1998), "Recent Changes to the UK Tax Credit Regime, The Abolition of AC, and Certain Related Matters," *Bulletin of IBFD*, p.20, より作成。

人所得税の合計負担率は大幅に軽減されていることが読みとれる。インビュテーション制度を事実上放棄しながら、配当課税に対する税負担の軽減が図られているのである。

一方、FIDs制度の廃止は上述した問題に対処するためであった。ところが、1997年(第2)財政法が年金基金などの免税の機関投資家の税額控除に対し、還付を認めないことにしたため、FIDs制度の廃止は、これらの機関投資家をふたたびサープラスACT問題に直面させることになる。というのは、一般配当の税額控除の還付を否定された機関投資家にとっては、FIDsであれ通常の配当であれ税引き後所得には違いがなくなるが、FIDsが廃止されればサープラスACTのコストを負担しなくならなくなるからである。そのことは、これらの機関投資家にとってみれば、利潤の多くを海外源泉に依存しているイギリス多国籍企業に投資すれば経済的に不利になるという結果がふたたびもたらされることを意味する。それはイギリス多国籍企業の投資決定を歪め、資本輸出中立性を侵害するものと受け止められた¹⁷⁾。ACTそのものを廃止することにしたのは、こうした

17) Casson, P. (1998), *op. cit.*, pp.506.

問題の連鎖のひとつの帰結であった。

以上の改革によって、イギリスはインピュテーション制度から配当課税軽減制度 (shareholder relief system) に忍び足で転換したと評されている¹⁸⁾。Tontschは、イギリスの法人税制はいまや二重の意味でインピュテーション制度とは評価できないと指摘する¹⁹⁾。すなわち、第1にACTの廃止によって会社の納付する法人税と株主に与えられる税額控除との間の唯一のリンクが撤廃され、税額控除が法人税の納付状況とは係わりなく設定されているため、法人所得に対する法人税と株主の受け取る配当所得に対する所得税とが統合されているとはいえないからである。第2にインピュテーション制度は株主のグロスアップ所得に対する所得税の負担が最終的な税負担の水準を決定する点に特徴があるのに対して、イギリスが採用した新しい制度のもとでは税額控除の還付がいっさい認められないことから、グロスアップ所得に対する所得税負担が税額控除額を下回ることになっても税額の還付は行われず、株主に適用される所得税率が最終的な負担を規定しているわけではないからである。

問題は、なぜイギリスの法人税制改革がこうした方向をとらざるをえなかったのかである。

Ⅲ 改革の評価と展望

法人税制の改革にあたって、イギリスにとっては完全インピュテーション制度への転換も選択肢としてはありえたはずである。資本輸出中立性を確保し、グローバルな所得についての公平な税負担を実現するためには、そうした方向が望ましいからである。しかし、現実には選択されたのはまったく異なる方向であった。その理由は、グローバリゼーションの時代に完全インピュテーション方式を実行するには資本輸出国の側において海外展

18) Tontsch, A. (2002), *op. cit.*, p.178.

19) *Ibid.*

開を拡大する自国資本が海外から得た配当に税額控除を保証しなければならず、それには巨額の税収喪失=財政負担を覚悟しなければならないからであった。これが完全インピュテーション制度への転換に対して関門として立ちはだかったのである。この点を明らかにするには別稿を必要とする。ここでは指摘だけにとどめておこう。

それと同時に、イギリスが実際にはインピュテーション制度を廃しながら、形だけ税額控除を残した背景には、もうひとつの大きな要因が存在していた。それは、租税条約の適用を受ける個人・法人のポートフォリオ投資家、法人直接投資家などの海外の株主に対して、税額控除の還付を維持すべきかどうかという問題であった。

すでに述べたように、1970年代はじめにイギリスがインピュテーション制度を採用したときにも、その決定には国際的な考慮が強く働いていた。当時、配当軽減税率制度とインピュテーション制度という2つの税制統合の選択肢のうち、イギリスが後者を選択せざるをえなかったのはとりわけアメリカとの関係によるものであった。その後、英米租税条約の改定(1975年)を嚆矢としていくつかの租税条約でイギリスは対内直接投資を行った外国の株主に対しても税額控除を認めるとともに、源泉徴収税率を相互に引き下げることで合意した。そこでは、外国のポートフォリオ投資家に対して税額控除を全額認めるとともに源泉徴収税率を15%におさえ、直接投資については半額税額控除を認めるかわりに源泉税率を5%にすることが決定された²⁰⁾。イギリスは、源泉徴収税の税率を相互に引き下げることによって資本の国際的移動、とりわけイギリスへの資本流入を促し、国内経済の浮揚を図ろうとしたのである。インピュテーション制度を採用する国が、直接投資を行った外国の投資家に対して税額控除を認めたことは、この条約改定以前には皆無であった。これは資本輸入国の側が対内直接投資

20) 対内ポートフォリオ投資に対して、資本輸入国の側が海外の投資家に税額控除を認めるようになった最初の事例は、1968年のフランス・西ドイツの租税条約が最初である。これ以後、こうした事例が増加した。

に対する国際的な税制統合の財政コストを負担した最初の事例であった。

1973年に部分的インピュテーション制度を導入したときと同様に、今回もまた、国際的な配慮、とくにアメリカとの関係が制度改正に大きな影響を及ぼした。もし税額控除そのものを廃止した場合には、英米租税条約の見直しが避けられなくなり、配当条項の履行違反によりアメリカが源泉税率の引き上げに踏み切る可能性はきわめて高い。それは、アメリカに直接投資を行っているイギリス多国籍企業などの利潤に対し大幅な税負担の引き上げを招く。また、イギリスの銀行はアメリカの金融市場において多額の優先株を発行しており、その収益は税額控除に連動しているため、これを廃止した場合にはイギリスの銀行に資本コストの大幅な上昇を引き起こすことになる²¹⁾。こうした事情は、イギリスが税額控除の廃止を選択肢にすることを著しく困難にしたとってよい。

イギリス政府が出した結論は、税額控除を廃止することはできないというものであった。むしろ、この国際的な考慮に基づいて税額控除の還付を認める制度を存続させたことが、国内株主に対しても税額控除の適用（ただし、還付はなし）を残存させざるをえなくなった要因であるといつてよい。海外の株主だけに税額控除を認め、国内の株主に対して認めないことは内外無差別の原則に反し、課税の中立性に反するからである。

要するに、今回の改正は、①税額控除の存続によって租税条約上の問題を回避するとともに、②海外からの投資の立地先としてのイギリスの競争力を低下させるという犠牲を払いながらも自国の税収を確保し²²⁾、同時に③イギリス多国籍企業や銀行の利害を守る、という何重もの意味が込められていたとみることができる。

ポートフォリオ投資、直接投資を行う海外投資家が新旧の制度のもとで

21) Gammie, M. (1998), *op. cit.*, p.435.

22) 海外投資家への税額控除の還付額は、イギリス政府の推計では、1997-98年度に6億ポンドにのぼるといふ。制度が改正されれば、これは支払われなくなるか、支払われても配当額の1%以下になるとされている。Cf. Casson, P. (1998), *op. cit.*, p.504.

表7 新旧制度のもとでの海外投資家への影響

	ポートフォリオ株主		直接投資株主	
	新	旧	新	旧
(1) 配当所得	90	90	90	90
(2) 税額控除 (tax credit)	10	22.5	5 (10×1/2)	11.25 (22.5×1/2)
(3) グロスアップ配当 (1)+(2)	100	112.5	95	101.25
(4) 源泉徴収税	10(←15)	16.88	4.75 (95×5%)	5.06 (101.25×5%)
(5) イギリスからの純受取所得	90	95.62	90.25	96.19

(出所) Hughes, D. (1998), *ibid.*, p.22; Gammie, M. (1998), *op. cit.*, p.435, を参考に作成。

税負担にどのような変化を被ったかをみると、両者はいずれもイギリスからの純受取額を減少させるが、前者が源泉徴収税の一部減免により現金配当額（90）と等しい金額を受け取るのに対し、後者の場合、減少率は大きい。現金配当以外にわずかの税額控除の還付があることがわかる（表7）。ポートフォリオ株主の場合、源泉徴収税率は本来15%であるが、税額控除率の10%への引き下げに見合っただけで税額控除額の限度内に抑えられた。税額控除の海外株主への還付を最小限に押さえながら、微妙にバランスを図っていることがうかがえるのである。

もちろん、インピュテーション制度から配当課税軽減制度への転換というイギリスの法人税改革の評価は、以上の展開に尽きるものではない。その点で参考になるのはTontschの分析である。彼は、企業金融に対する中立性、国際的中立性、事業の法的形態に対する中立性、納税者間の公平性、簡素性と租税回避といった基準から詳細に改革の評価を行っている²³⁾。ここでその内容を詳しく紹介する余裕はないが、結論から言えば、公平の基準からみれば改革はむしろ不公平を強める一方、中立の基準についても決して改善されたとはいえない。むしろ、容易ではないが国家間の租税協調が達成されるのであれば、クロスボーダーでの課税の中立性は、理論的にはインピュテーション制度のもとでも古典的制度のもとでも同様に達

23) Tontsch, A. (2002), *op. cit.*, pp.179-189.

成されるとの指摘に注目しておきたい。その意味あいについては、別稿においてとりあげることにしよう。

いずれにしても、イギリスにおける法人税制はなお変化の動きを終息させたとはいえないように思われる。